

議案第69号 朝霞市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例
概要

こども・健康部保育課

1 経緯

児童福祉法の改正により、生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを育てている家庭が、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度となる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を令和8年度から全国の自治体で実施する。

事業を実施するためには、設備や運営に関する基準について国が定める基準をもとに条例で定めることが必要であることから、当該条例を新たに制定する。

2 乳児等通園支援事業の概要

- (1) 利用対象者 : 次の①、②に該当するこどもとその保護者
- ① 0歳6か月から満3歳未満のこどもであること。
 - ② 認可保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業、企業主導型保育事業所に入所していないこと。
- (2) 利用時間上限 : こども一人当たり月10時間
- (3) 利用料 : 1時間当たり300円程度 ※各事業者において設定

3 条例の概要

(1) 乳児等通園支援事業者の一般原則

法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならないとするもの。

(2) 設備の基準

乳児等通園支援事業を行う事業所は、年齢に応じて乳児室や便所などを設けるとともに、各部屋の面積基準等を定めるもの。

(3) 職員の配置基準

乳児等通園支援事業に従事する職員の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人に1人以上とし、その半数以上は保育士とするもの。

4 スケジュール

令和7年度

- 5月 市内保育施設への制度の意向調査
- 7月 子ども・子育て会議で制度概要説明
- 8月 保育園等向け合同園長会で制度概要説明
幼稚園合同会議で制度概要説明
- 9月 朝霞市議会定例会
本制度の設備及び運営に関する基準を定める条例を提出
- 10月 実施に向けた事業者募集、事前協議
- 11月 実施事業者から市に認可申請、市による審査
- 12月 子ども・子育て会議で認可に関する意見聴取
- 1月 市から実施事業者へ認可通知、準備作業

令和8年度

- 4月 制度開始

5 施行年月日

公布の日から施行する。

担当

こども・健康部保育課保育係

電話 4 6 3 - 2 8 3 6